

【令和8年6月より新設】

電子的診療情報連携体制整備加算1・電子的診療情報連携体制整備加算3

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下のように対応します

- ・診療情報明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室・手術室又は処置室において閲覧又は活用できる体制を有しています
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます
- ・算定した診療報酬の区分、項目の名称及び、その点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しています
- ・電子処方箋を発行する体制については電子カルテメーカーと協議を行っております
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について電子カルテメーカーと協議を行っております
- ・マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）に関して、一定程度の実績を有しています